

4 陳情第 12 号

4 陳情 第 1 2 号	国会法の改正を求める意見書提出に関する陳情
付託委員会	自治・議会・行財政改革等特別委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年4月7日受理、令和4年6月10日付託
陳情者	山梨県中央市_____

(要 旨)
国会法第七十九条の改正を求める意見書を提出すること。

(理 由)
国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十九条では、各議院へ請願をするためには「議員の紹介」によることとされている。この「紹介」は、請願の内容への「賛同」を意味するものとして運用されている。
しかしながら、上記の運用では、請願の内容に賛同する議員を選挙できなければ、請願はできないことになる。これでは、憲法第十六条で保障されている請願権を狭めてしまう。
よって、国会法第七十九条を改正し「議員の紹介」を「文書」に改めるよう、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出するよう求めるものである。